

第 22 期第 11 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録

令和 4 年 8 月 4 日

第22期 第11回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和4年8月4日(木) 午後2時から

2 場 所 静岡県庁東館16階 OA研修室(静岡市葵区追手町9-6)

3 議 題

(1) 諮問事項

棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可について 資料1

(2) 指示事項

えびかご漁業の操業について 資料2

(3) 協議事項

ア 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可に関する取扱要領について 資料1

イ 一都三県連合海区漁業調整委員会の出席者について 資料1

(4) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員	鈴木 精	橋ヶ谷善彦	日吉 直人	内山 希人
	高田 充朗	金指 治幸	原 剛	渡邊 俊了
Web参加委員	西原 忠	鈴木 伸洋	李 銀姫	安間 英雄
	田口さつき	眞鍋 淳子	三浦 綾子	影山 佳之
水産・海洋局	板橋 威			
水産資源課	松山 創	山田 博一	永倉 靖大	
事 務 局	伊藤 円	池谷 得維	松浦 玲子	市川 稜

○伊藤事務局長

ただいまから、第22期第11回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。なお、本日、学識委員、中立委員の皆様と、西原副会長、影山専門委員にはWebで御参加いただいております。

また、会場換気のため、窓を少し開けさせていただいておりますが、御理解、御協力願います。

なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局から会場の注意事項について、御説明いたします。

○市川主任

事務局の市川です。まず、会場についての注意事項を申し上げます。こちらの会議室は飲食可能となっておりますが、電子機器を多く置いてあります。そのため、水分等補給される際は、水こぼしには十分気をつけていただきますようお願いいたします。

続いて、Web会議についてですが、会場中央にありますマイクで集音しております。音を拾いやすくするために声は大きめかつゆっくりとお話し願います。以上です。

○伊藤事務局長

では、ただ今から、議事に入らせていただきます。
それでは鈴木会長、よろしくお願いいたします。

○鈴木会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単に結構ですので、現在の状況等をお聞かせ願えればと思います。

それでは私からですが、稲取は相変わらずというところですが、進歩がない水揚げの中で、単価が高いので救われているところがあるのかなと思います。全体としましては、南伊豆から西海岸においては、貝類がほとんどだめで、全滅のような状態らしいです。昨日は松崎の職員が、稲取までサザエを仕入れに来ていて、話を聞いたら、西伊豆の方は全然

ありません、ということでした。トコブシあたりも、西海岸ではほとんど死んだ状態で、殻だけしか見つからない様子です。海の中に異変が起こっていることは確かだと思います。そのことは県の方も頭の中に入れておいてください。以上です。

それでは、橋ヶ谷委員をお願いします。

○橋ヶ谷委員

私どものサバですが、本来ならゴマサバを獲るのに、棒受網をやるんですが、黒潮の蛇行も重なりまして、今は東京都海面でも、棒受網をやれる漁場が、大室ダシひとつくらいしかなくて。大室ダシの様子を見たんですけれども、どうも良くない状態です。6月、7月は、たもすくいで、利島から大島にかけて操業していました。漁獲の方はたいしたことがなくて、最近は一晩やっても7トンから8トンくらいの量なんですけれども、相場が例年の2倍くらいで動いているので、何とか成り立っているような状況です。

先ほど会長の方から西伊豆で貝類が全くだめだ、というお話がありましたけれども、小川漁協のところの定置網でも、入るタチウオの半分以上がテンジクタチという南方系のものでして、あと沖縄県魚のグルクンが混じるそうです。なので何か海の中がおかしい。私どものサバもそうですけれども、流していか結構な群れがついても、カツオとかキハダが来てしまってサバが散ってしまいます。先日の朝方、結構な数のカツオの群れがついたらしくて、そうしてたら、たもで2匹くらいすくえたということで、カツオを3キロ水揚げさせてもらいました。そんな感じです。

○日吉委員

定置網の方は、水温が上がって夏枯れという時期に入っていたんですけれども、今お話しが出たように、南太平洋の魚がいっぱい来るようになって、先月はマンタも入りまして、タイワンイトマキエイというレアな巨大なイトマキエイも入ったり、ハナゴンドウも網の中に入っていたり。今グルクンの話が出ましたけれども、いつもは小さいんですけれども、今年は大きなグルクンが入っています。相模湾ではキハダが回っているようで、キハダが期待できるかなということもあるし。ここ7、8年ずっと見ていなかったんですけれども

も、先週の火曜日に小田原の市場に行ったら、ソウダガツオが8トンから10トン獲れていたんで、久しぶりにソウダガツオが獲れば、日本そばのつゆ用に相当高いらしいので、静岡海面の方にも来てくれればと思った次第です。以上です。

○原委員

由比はですね、ほとんど状況が変わってなくて、特段報告事項はないんですけども、湾奥の方は海流が反時計回りの潮の時は、定置網でしらすなんかも、割合漁が良いんですけども、ここ数年変な潮で、時計回りの潮になっていて、清水の方から潮が入ってくる。そういう潮だと、定置網、先月の合計です、たったの21トンですよ。潮が時計と反対回りになると、今度富士川の上流の方で雨が降ると、濁った水が由比の方に来て、その次の日は魚が全く獲れない。サクラエビもそうですけれども、資源管理と言っても、人間の力だけではどうにもならないような時期になっているのかなと思います。

○高田委員

うちの方は、ひき縄船、ジャンボでキハダをやっていますが、ここ最近水温が上がって食い渋りが出たという話がありました。先ほど橋ヶ谷さんが言っていたように、伊豆諸島では大島から三宅の先の方は、今年はキハダが釣れているんじゃないかと思います。ここに来て食い渋りと聞いてから、定置の方に入ってきたようです。

キンメに関しては、潮が速い状況で良くない状態です。採貝ですが、サザエはどうか獲れているようです。アワビに関しては、うちの方の海域では、それを獲っていると商売にならないということで、ほとんどやる人がいない。伊豆の一部の方では、アワビも少し獲れているようですが、磯の方も厳しい状況が続いているようです。以上です。

○渡邊委員

カツオは金州の方に行っている船が、今2、3杯程度で、物が小さくて、全然商売にはならず、自分も6月いっぱいまで終わって、今刺し網をやっています。カニは良い人で30キロくらい。悪くて10キロ程。ただコチやヒラメの30センチくらいの小さいサイズがパラパラかかるんですけども、あ

まりたくさん網にかかると死んでしまいますので、コチなんかは100円以下。何とか生かして持ってきたいので、網をいれてから、もう8時から9時には網をあげてくる、という状態です。それから近代縄をやっている船が2杯ありまして、それは白川でやっているんですけれども、白川で今年1月から2月くらいからやっている船が、良いときで40万になったと言って、行くたびにそこそこ釣れている様子です。あとはキハダですね、ジャンボを引っ張ってやっている船が、舞阪沖は通り過ぎていくので、群れが見えても、その次の日には群れがいないという状態で、行ったところで4、5匹程度で、次の日行くと空振りという感じであまり良い商売にはならないです。あとはアカムツをやっている船が4、5杯いるんですけれども、今年は全然で、行ったところで10匹、良いときで20匹という状態です。以上です。

○金指委員

まき網は6月に石花海でサバが割と漁獲されて、7月に入りましてそこが禁漁になったので、石廊崎の方を調査したところ、サバの魚影が少なくて、1日目は私のところで12トンくらいでした。そのあと幸いにも御前崎海域でアジが獲れまして、アジの方が相場が良いので、何とかサバの代わりになる操業ができました。2回目に石廊崎に行ったときは、潮流が速くて魚影も全然見えずに、また反転したという感じでした。石廊崎の方へは6日出れたんですが、2日しか操業しませんでした。7月に関しては、うちのところはサバを40トン、アジを60トン程度という結果でした。8月に入っては今夜から出漁してどういう結果になるかというところですよ。以上です。

○内山委員

浜名です。遠州灘のシラスですが、私が漁師になってから、初めてのこんな不漁はないという状況です。30キロのかごに1つか2つ、そのような状況です。値段は高いんですが、採算が合わないんですよ。仲買の方々はシラスが欲しいので、高く買うんですけども、燃料などの高騰で、船を出すと採算が合わなくて、今漁業調整を頻繁にしている状態です。

それから浜名湖ですが、相変わらずアサリが獲れない状

態で、その代わりとして、ハマグリをやっていますが、ハマグリも量が少ないものですから、それも漁業調整をしている状態で、採算はあまりとれません。ですので浜名湖の漁業者は現在厳しい状態です。海的环境がずいぶん変わったと感じております。

○西原委員

南駿河湾の現状ですが、海の状態は潮が速く、二段潮なる日もあります。一日の中でも24℃から27℃で水温の変化が激しいです。それと大分前の雨の影響で濁りがとれなくて、その影響か、ビゼンクラゲが大井川から御前崎にかけて大発生しております。御前崎近辺よりも相良、大井川あたりが多く、シラス漁、定置網で網の破れなどがあって、大変な時期が続きました。ここへ来て少し減ったんですが、まだまだ油断はできない状態です。漁の方は、遠州灘は、内山さんが言われたように全然だめで、内湾の方で、一日やって二日休むというのを繰り返しております。一日の漁で5から10かごくらい。相場は高いです。一番気になるのは先ほどあったようにうちの方の定置にも、グルクンモドキが入っています。魚体自体は15センチから20センチくらいで小さいんですが、まとまって入るのでびっくりしています。それから今年はカンパチの小さいのが多いですね。以上です。

○鈴木会長

皆様、ありがとうございます。良い話が一つもなしで報告が終わったような気がします。

それでは、本日の議事録署名人を、西原委員と田口委員にお願いいたします。

今回も、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、時間が来たら、その後の区切りの良いところで、10分程度の休憩を取ります。

また、個々の議題のうち、報告事項を除く諮問事項や指示事項、協議事項については、事務局の担当者からの説明の後、事務局長から、その議題に関して特に本委員会で御議論いただく必要が高い事項の説明があります。

その上で、今回も、まずは漁業者委員側、その後に学識・中立委員側、それぞれから意見を述べていただく機会を設けることとします。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に協力いただきたいことをお願いして議事に入りたいと思います。

それでは最初に、(1) 諮問事項 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可について、(3) 協議事項のA 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可に関する取扱要領について、そして協議事項のイ 一都三県連合海区漁業調整委員会の出席者について でございますが、これらの議案は関連がございますので、一括して審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

それでは説明させていただきます。資料1を御覧ください。

棒受網漁業とさばすくい網漁業は静岡県漁業調整規則第4条1項の(7)及び(9)に規定される知事許可漁業です。図を御覧ください。棒受網漁業は、灯りやエサによって魚を海の表面に集め、四角い網を出してすくい上げる漁法です一方、さばすくい網漁業は、夜間、灯りやエサによって、同じように魚を船の近くに集め、タモですくいあげる漁法です。

いずれの漁業も静岡県から千葉県海面にできた漁場で操業していることから、各都県の取扱いや、許可できる隻数などの制限措置等について一都三県間で調整を図っています。

このため、通常の知事許可漁業は、3年毎に更新しておりますが、これら2つの漁業は基本方針に則って、単年度の許可にしており、昨年度出した許可の期限は本年の10月31日までとなっています。

取扱要領の制定及び告示までのスケジュールについて御説明します。6月23日開催の一都三県さば漁業行政担当者会議で、次の漁期に向け、各県の取扱要領と制限措置等について調整を行いました。本日8月4日の委員会では、本県の海面における取扱要領等の内容について協議していただきます。また、告示の対象となる制限措置及び許可の有効期間並びに申請等の期間について答申をいただければ、明日、8月5日に行われる予定の一都三県連合海区漁業調整委員において、各海面における許認可の取扱いについて協議します。協議となっておりますが、実際はお互いの要領や告示内容を共有する場であり、ここで大きな変更が無ければ、本日、

答申していただいた内容で告示させていただく予定です。

なお、海区漁業調整員会に先立って6月23日に行われた、一都三県さば漁業行政担当者会議での結果について簡単に報告いたします。まず、許可等の取扱いについては東京都及び千葉県ともに大きな変更は無い予定です。

それでは、まず資料1の3の協議事項にあるとおり、先ず本県海面における取扱要領について御協議いただきます。次に2の諮問事項にあるように、許可の有効期間、制限措置、申請期間について諮問させていただきます。最後に、3の協議事項の2つ目のボツにあるように、一都三県連合海区に出席していただく委員について御相談したいと思います。

まず本県海面における取扱要領について説明いたします。3の協議事項の〈変更点〉を御覧ください。昨年からの変更は、申請期間、許可の有効期間、附則に係る日付の時点修正です。加えて、一部、法改正に伴う項目の順序変更や移動・統合がございますが、大きな変更点はございません。

それでは、それぞれの漁業の取扱要領の内容について説明いたします。資料5ページが取扱い要領の表紙となります。一枚めくっていただき6ページを御覧ください。本県海面における棒受網漁業の取扱要領です。総トン数5トン以上の船舶を使用して、棒受網漁業や次に説明するさばすくい網漁業を行うには、知事の許可等が必要になります。その取扱いについては、静岡県漁業調整規則及び知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の規定によるほか、この要領により取扱います。

まず、要領の内容ですが、昨年の要領と比較し、一部変更がございます。変更のあった箇所には下線が引いてありますので該当箇所を中心に御説明していきます。

変更箇所として最初に下線が引かれておりますのは、2の(制限措置を定めるにあたり考慮すべき事項)です。こちらは昨年度まで(制限措置)としておりましたが、(2)にありますように、ここでは許可することができる船舶の最大隻数を記載しており、実際の制限措置とは異なるため、変更をしております。

詳細は後ほど新旧対照表を基に御説明します。ほか、(2)のア、許可することができる船舶の最大隻数について、本県

の船舶数が昨年度から1隻減りまして8隻となっております。この算出方法については後ほど御説明いたします。

このほか、3の(条件)の(2)で文言の修正を、それから4の(許可等を申請すべき期間)、5の(許可の有効期間)、それから最後の附則について日付の時点修正をしております。

9ページに棒受網漁業の新旧対照表を添付しておりますので、こちらを御覧ください。要領の2についてですが、新旧表の左が旧の令和4年漁期のもの、右が新で今回協議させていただき令和5年漁期のものです。2については旧が(制限措置)となっておりますが、実際には、制限措置を定めるにあたり、考慮すべき事項として、一都三県内で許可等を行うことができる最大の隻数を標記しております。これイコール、許可する隻数、ではございませんのでこのたび、このような表記の変更を行いました。

次に3の条件ですが、(2)、旧要領で夜間操業をしてはならないという表現を、今回、日没から日の出までの間は操業してはならない、に改正しています。その他は日付の時点修正です。

次にさばすくい網漁業についてです。11ページが要領本文、14ページからが新旧対照表となります。こちらの変更点は新旧表をもとに御説明いたします。14ページを御覧ください。

さばすくい網漁業につきましても棒受網漁業と同様に、要領の2について、昨年度は制限措置、としていたところを制限措置を定めるにあたり考慮すべき事項に、「許可すべき…」といった表現を「許可することができる…」に、「許可等を行うことができる船舶の隻数」を「最大隻数」といった表現に変更しております。その他は日付の時点修正です。

両方の要領にございます許可等を行うことができる船舶の数については、諮問の制限措置のところ御説明いたします。

協議事項の棒受網漁業及びさばすくい網漁業の取扱要領についての説明は以上です。

次に、諮問事項のうち、許認可数の上限について、説明させていただきます。

28 ページに、県漁業調整規則の抜粋をつけておりますが、棒受網漁業及びさばすくい網漁業は規則第 11 条 3 項で、制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴くことになっております。また、いずれの漁業も静岡県から千葉県海面にできた漁場で操業していることから、各都県の取扱いや許可できる隻数について一都三県間で調整を図っているため、規則第 15 条 2 項にあるように 3 年より短い期間の許可についてもあらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴くことになっております。

これについて静岡海区会長あての知事の諮問文は 2 ページにつけてございます。

16 ページの表を御覧ください。こちらが、令和 5 年漁期における二つの漁業について、許可等を行うことができる船舶の最大隻数（案）の表です。この数値は先ほどの要領に反映しておりますが、この値の根拠となるのが 17 ページの現在の許認可件数と今回の許認可の上限隻数（案）の表です。漁業種類ごとに各都県の現在の許認可上限、当初の実際の許認可隻数、現在の隻数、今回許認可上限案、色がついている部分を記載しています。

今回の許認可の上限隻数の案については従来と同じ方法で設定しています。17 ページの表の下にある「算出方法」を御覧ください。なお、算出方法は従来と同じです。

まず、棒受網漁業では、8 月末現在の隻数に階層移動船充当枠として 5 隻の枠を設けております。ただし、現在の許可隻数が 0 である東京都と神奈川県については現在の許認可上限数と同様の数としています。このうち、静岡県の許認可上限隻数の案が 1 年前と比較してマイナス 1 隻、9 隻が 8 隻となっております。こちらは令和 2 年漁期の許認可数がマイナス 1 隻となったことを反映しています。

次にさばすくい網漁業について御説明します。引き続き 17 ページ下の算出方法を御覧ください。さばすくい網漁業では新トン数 25 トン以上 100 トン未満の船舶は、8 月末の隻数を許認可の上限隻数としておりますが、東京都と神奈川県については、現在の許認可上限数を引き続き今回の許認可上限数としています。

次に、新トン数 25 トン未満の船舶ですが、こちらは現在の許認可上限隻数を今回の許認可上限数として充てております。

こちらに記載されている許可等の隻数は、許可又は起業の認可をすることができる最大の隻数であり、多めに設定されていることから、実際の申請数と異なります。そのため、事前に県内及び他県に聞き取りを行い、現在実績のある隻数及び時期申請の意思に基づく隻数を「許可又は起業の認可をすべき船舶の数」として設定し、告示します。

資料 23 ページに棒受網漁業について、24 ページにさばもすくい漁業について、各都県と調整した隻数を含む制限措置、それから許可又は起業の認可を申請すべき期間、許可の有効期間を記載しています。こちらの内容が今回の諮問の対象となります。

昨年度からの変更点は、いずれの許可も許認可をすべき隻数のうち静岡県船、これは 25 トン以上の船舶についてですが、こちらがマイナス 1 隻となったこと、それから許可を申請すべき期間、許可の有効期間について日付の時点修正となります。

資料の 2 ページを御覧ください。ただいま御説明した諮問内容について、静岡県知事から海区会長あての諮問文を添付してございます。御審議いただいた後、問題無い旨の答申をいただければ、資料 3 ページ 4 ページの内容で告示を行いたいと思います。

それでは、最後になりますが、冒頭にも申しましたように、連合海区に出席していただく委員の方 3 名について相談したいと思います。

連合海区の開催通知を 28 ページ（最後のページ）に添付してございます。こちら回答期限が過ぎておりますが、例年、会長と副会長 1 名、それから、さば漁業に詳しい委員の方 1 名をお願いしております。出席者については、昨年同様、会長の鈴木精委員、さば漁業者である副会長の橋ヶ谷委員、そして、さば漁業者が所属する、いとう漁協組合長である高田委員の 3 名を事務局の仮の案で回答し、お願いしております。事務局案でよろしければ、明日の連合海区の出席者は鈴木精会長、橋ヶ谷副会長、高田委員にお願いしたいと考えて

います。こちらは前日の協議となつてしまい申し訳ありません。

説明については、以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がございましたが、皆様には、まず要領の内容、それから、告示内容について御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

ないようでしたら、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員

一つよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

事務局にお伺いします。文言に関することなのですが、「すべき」を「することができる」という文言に変更するとの御説明がございましたが、修正すべき文言の方が適当だと思えますが、これは他の県も同じような表現なのかどうか、参考にお伺いしたいのですがいかがでしょうか。

○松浦主査

はい、事務局の松浦が回答します。東京都さんと千葉県さんが、こういった要領を出しているところになるんですが、東京都さんと同じような表記にさせていただいております。千葉県さんはオリジナルの独特な書き方をされているので、東京都さんを参考にさせていただいております。以上です。

○鈴木伸洋委員

ありがとうございます。何かといいますと、このような3県でやる場合、なるべく同じような表現に統一した方がよろしいかという考えから発言させていただきました。ありがとうございます。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

特に意見もないようですので、このことについて、原案の

とおりました承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 一都三県連合海区の出席委員についても、事務局案でよろしいでしょうか。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 それでは、(1)諮問事項のア 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可について、(3)協議事項のア 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可に関する取扱要領については原案のとおり了承し、また一都三県連合海区の出席委員は橋ヶ谷副会長、高田委員、私といたします。

続きまして、指示事項 えびかご漁業の操業について、事務局から説明をお願いします。

○山田主査 事務局の山田です。

えびかご漁業の操業について御説明いたします。資料2を御覧ください。

経緯ですが、えびかご漁業は、昭和40年代から行われていましたが、昭和60年以降は委員会指示により、試験研究機関等が行う場合を除き操業が禁止されていました。

平成9年にえびかご漁業研究会が発足し、以降、試験操業が行われ、水産・海洋技術研究所による資源評価が行われるようになりました。

平成22年たびには、これまでの資源評価を踏まえ、今後のあり方が静岡海区の小委員会で検討され、同年8月の委員会において、承認漁業となりました。また、承認にあたり隻数をこれまでの3隻から5隻に増やしたため、1隻当たりの持ちかご数を120から80に減らしました。更に、平成27年度以降、漁獲量と資源量の指標値の減少により承認隻数を5隻から4隻に減らしています。

中段の左の図を御覧ください。えびかご漁業の主な漁業対

象種はアカザエビです。アカザエビは銚子沖から日向灘に分布し、水深 200～400m で漁獲され、味が良く、高値で取引されています。操業海域は右の図のとおり駿河湾西部の斜線を引いてある部分で、水深 200m よりも深い海域となっています。

現状の操業の条件などについては委員会指示の内容を示しました 5 ページを御覧ください。7 の承認隻数は 4 隻以内、8 の操業期間は 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで（ただし、操業日数は 1 隻につき期間中 40 日以内とする）、9 の漁業の条件として（1）でアカザエビの漁獲量の上限は 2.5 トン、（2）でかご数は 80 個以内の制限の下、操業が行われています。

資料 1 ページにお戻りください。一番下の文章を御覧ください。自主的な資源管理について記載しております。えびかご漁業者で構成されるえびかご漁業調整協議会では、資源の持続的利用を図るため平成 30 年度漁期から、「漁模様（漁獲量）が悪ければ各自操業を控える」ことを、令和 3 年度漁期から「アカザエビの頭胸甲長 40mm 以下の個体については放流する」、「同じ場所で長く操業するとサイズが小さくなっていくため、その場合は場所を変える」ことを決定し、自主的な資源管理に取り組んでいる状況にあります。

それでは、昨年令和 3 年度漁期の操業の結果について説明します。図を用いて説明しますので、2 ページを御覧ください。一番上の表 1 にえびかご漁業の操業結果をお示ししています。上がえびかご、下が小型底びき網による結果です。こちらは沼津魚市場の数値になります。図 1 を御覧ください。表 1 のえびかごによる数値、さらに過去の数量も加えたアカザエビ漁獲量と、のべ使用かご数の経年変化を示しています。漁獲量は棒で、延使用かご数は折れ線で表しています。令和 3 年度のアカザエビ漁獲量は 1,342kg で、過去 5 年間の平均漁獲量 1,041kg を上回りました。延べ使用かご数も 9,360 かごと増えています。承認漁業となった平成 22 年度以降では概ね横ばい状態となっています。

図 2 を御覧ください。図 2 は 1 かご当たりのアカザエビ漁獲量の経年変化について示したものです。承認漁業となった平成 22 年度以降、変動はあるものの概ね横ばい状態となっ

ています。

次に、表2を御覧ください。令和3年度漁期中の月別の操業結果を示しています。漁期開始から漁期末まで、1隻当たり漁獲量、1かご当たり漁獲量については、大きく減少することなく推移していました。

図3を御覧ください。令和3年度漁期中のアカザエビの頭胸甲長の変化を示しています。これらは漁業者に測定してもらった結果となります。漁期中、頭胸甲長は40～70mmの間で推移しており、明瞭な小型化は認められませんでした。

以上のことから、えびかご漁業の指示に関する考え方を示した2ページの「2 指示事項」を御覧ください。えびかご漁業の指示については、引き続き漁獲個体の測定を含む自主的な資源管理の取組を行い、資源状況を注視しながら承認漁業を継続することとしたいと考えております。

指示の内容につきましては4ページ以降を見ていただきたいのですが、昨年からの変更点は、下線で示しておりますように、指示の有効期間等期日に関する変更のみとなっています。

委員会指示の内容について御審議いただき、指示の内容について了承された場合には、4ページ以降の案のとおり県公報にて公示します。

なお、軽微な修正等あった場合は事務局で修正することについて御一任いただければと思います。以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がございましたが、皆様には、現行の指示と同じ内容で指示を継続することについて、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がございましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

私から一点よいでしょうか。

承認に基づく操業期間の中で、操業日数は一隻につき40日以内とする、と書いてありますけれども、このときの日にはちのカウンタというのは、かごを上げたときを一日とするの

か、かごを入れておいた日数とするのか。タカアシガニなんかは、2、3日放置しっぱなしにしてあげることがあるんだけど、それはどういうカウントになりますか？

○山田主査

このえびかごに関しましては、かごを早朝に入れて、その日の午前中にはかごをあげるという操業をしていますので、その半日間の操業を一日と数えています。そのまま放置しておくということはないです。

○鈴木会長

では他に漁業者委員の方は何か御意見ございますか。それでは、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員

よろしいでしょうか。少し山田さんにお伺いしたいと思います。資源量をどう見るか、ということに関してはかなり難しいところもあるかと思いますが、2ページの図1を見たり、あるいは図2を見たりしていきますと、それほど大きな資源量の変動はない訳ですが、一方で、図1から見た場合、延べ使用かご数が多くなれば、漁獲量が多くなるという傾向が少し見てとれると思います。すなわち、資源的にはある程度のところで安定していると思いますが、かご数が多くなれば、漁獲量が増える、そうなると思影響を受ける可能性があるということと、特に40mm以下は再放流ですか、平均的に見ますと、頭胸甲長が、50～60mmが漁獲の主なサイズと考えますと、アカザエビの場合、ギリギリのところでは獲られているという感じがします。ですから、このままの状況が続けていくのが妥当だとは思いますが、一方において、延べの使用かご数が、これ以上増えないような形を、ある程度事務局の方で把握しながらやっていただくのがよろしいかと思いますが、このことについてはどのようにお考えかお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○山田主査

はい、山田がお答えします。漁獲の状況につきましては、操業が開始しましたら、旬ごとに漁獲の情報を報告するように、指示の中に記載されております。それを注視していきたいと考えております。また、かご数については、先ほど御説

明しましたように、一連のかごの数が80かご以内ということで制限されていることと、漁期中40日以内という制限がございますので、その制限の中で操業しながら状況を見ていくことになるのかなと思います。

○鈴木伸洋委員

ありがとうございます。そういうことでしたら、会長がおっしゃったことが非常に重要なことになるかと思いましたが、先ほどの会長に対する質問のお答えと、今のお答えを合わせて、私としては、例年通りという形ではよろしいかと思えます。ありがとうございました。

○鈴木会長

はい、ありがとうございます。他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○影山委員

はい、影山です。昨年の説明で、自主的な資源管理の取り組みとして、小型のえびを放流するというところに積極的に取り組んでいるというお話があって、その際、鈴木委員の方から、必ずしもそのサイズが適当かどうかかわからないという御意見があったかと思えます。私からは、小さいえびを逃がす方法について、漁具の制限とかそういうことも検討できないかということをおっしゃっていただいたと思います。2ページの指示事項のところで、自主的な資源管理の取り組みを行って、資源状況を注視しながら承認漁業を継続するということが説明されています。この承認漁業を継続することについて、私は異存ないという考えでありますけれども、前にかにかご漁業の説明でも言ったかなと思うのですが、漁具を導入して、かなり資源を痛めて、低レベルのところ、長期にわたって、何とか細々とつないでいる状況に今なっていると思うのですね。そういう中で、自主的な資源管理の取り組みとか、今後の管理について、どう考えるのか、その辺をもう少しですね、表現というか、何らか記録に落としていくという必要があるんじゃないかなと思います。非常に長期にわたって継続してやっていく。簡単に1年で資源が倍増するとか、そういう資源ではないかと思えますので、管理について、どのように考えて取り組んでいくのか、長期にわたって状況を見ながらやっていくという、その資源の現状の評価と長期的な漁業管

理の考え方を、もう少し明確に文書に残すとか、そういうことが漁業管理を継続していく上でも重要かと思しますので、何らか、こういう資料についてもしっかりと記述していただけないかなというのが、私の希望です。その中で、資源自体が低レベルになっているので、それについて、資源の状況が、かなり改善されなければ、これ以上簡単には増やせませんよ、というような立場かと私は思っているんですけども、そういう面では、県としての基本的な考え方というものをしっかりと表現していただければと思っております。かにかご漁業の時にも同じような話をしたと思しますので、できればそういう方向で対応していただければと思っております。以上です。

○山田主査

影山委員ありがとうございます。おっしゃった御意見を検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

○鈴木会長

はい、他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○眞鍋委員

基本的なことなんですけれども、12月から3月までの漁期というのはどうしてこの漁期なのかということと、大きさは40mm以下のものは獲らないということで、図3で見ると、12月、1月頃を見ると、少し大きめのものがございますが、3月の終わり頃になると、そこまで大きさが変わらないんですけれども、少し小さくなりますよね。その大きさから大人になって産卵するというサイクルは、この大きさが繰り返していける大きさなのでしょうか。

○山田主査

はい、山田がお答えします。なぜ12月から3月かということですが、過去の海区委員会の議事録を見ますと、船びき網等他の漁ができない時期の代替漁業として、このえびかご漁業が始められたと認識しております。何年生きるかということについては、現状その情報を持ち合わせておりませんが、頭胸甲長の大きさにつきましては、おおむね60mm前後ということで、これくらいの大きさが令和3年度漁期で

あったんですけども、過去の結果も見てみますと、この大きさというのは大きく変化していないということで、こういった大きさのものを中心に獲られていると考えております。

○眞鍋委員

ありがとうございます。それですと、この大きさであれば、ちゃんと産卵して繁殖しているということですね。

○山田主査

一応アカザエビの色々な調査が行われておりまして、報告がされているんですけども、それらの知見から大体どのくらいの大きさから産卵するか推定したところ、おおむね、この制限しております40mmを境にして、産卵できる個体になると考えております。

○眞鍋委員

わかりました、ありがとうございます。

○鈴木会長

はい、他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、他に特に御意見等がないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは 指示事項 えびかご漁業の操業について、原案のとおり了承します。最後に事務局から次回開催についてお願いします。

○市川主任

はい、次回開催について御報告させていただきます。次回は10月13日(木)午後2時から、静岡県庁での開催を予定しております。

主な議題としましては、諮問事項 小型機船底びき網漁業手続第3種漁業(貝けた網漁業)について、協議事項 漁業権の一斉切替えに係る要望について等を予定しております。よろしく申し上げます。

○鈴木会長

次回については、10月13日(木)午後2時からということですので、よろしく申し上げます。

以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。
それでは事務局に進行をお返しします。

○伊藤事務局長

鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。

以上で、第22期11回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。

ありがとうございました。

(終了 15:10)

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和4年8月4日

議長

鈴木 精



議事録署名人

西原 忠



議事録署名人

田口 さつき



